# 令和6年度さいたま市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給	水	件	数	649, 835	件
(2)年	間 総	給 水	量	133, 870, 990	m³
(3) —	日平均	自給 水	量	366, 770	m³

(4) 主要な建設改良事業

施設整備事業 事業費 14,918,005 千円

## ( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益		33, 457, 303 千円
第1項 営 業 収	益	31,974,732 千円
第2項 営 業 外 収	益	1,467,499 千円
第3項 特 別 利	益	15,072 千円
	支 出	
第1款 水道事業費用		29,547,058 千円
第1款 水道事業費用 第1項 営 業 費	用	29,547,058 千円 28,904,559 千円
	用 用	
第1項 営 業 費		28,904,559 千円

#### (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,217,555 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,463,033 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,273,663 千円、当年度分損益勘定留保資金 8,259,316 千円、繰越利益剰余金処分額 2,783,688 千円及び当年度利益剰余金処分額 437,855 千円で補塡するものとする。)。

収 入

千円	7, 535, 380		的収入	資本	第1款
千円	7, 155, 000	債	業	企	第1項
千円	365, 205	附金	旦金及び つ	負	第2項
千円	15, 175	金	助	補	第3項

支 出

Ė	第1款	資 本	的习	支 出			21, 752, 935	千円
	第1項	建	設	改	良	費	17, 704, 404	千円
	第2項	償		還		金	4, 048, 531	千円

#### (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

	款	項	事 業 名	総額	年 度	年 割 額
					6	52, 844
	1 資本的支出	1 建設改良費	新都心配水場配水ポンプ更新事業	528, 407	7	211, 365
					8	264, 198
					6	60, 907
	1 資本的支出	1 建設改良費	金重配水場自家発電設備更新事業	609, 026	7	395, 857
					8	152, 262
					6	38, 467
	1 資本的支出		南下新井配水場監視制御設備更新 事業	384, 615	7	269, 225
L					8	76, 923

# (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事項	期間	限度額
北浦和浄水場応急給水施設設置事業	令和7年度	21, 120
JICA草の根技術協力事業	令和7年度から 令和9年度まで	54, 854
水道料金等弁護士対応未収金回収業務	令和7年度から 令和8年度まで	4, 861
さいたま市スマートメーター実証実験に係る データ提供業務	令和7年度	900
さいたま市スマートメーター実証実験に係る ドライブバイ検針データ提供業務	令和7年度	2, 429
尾間木幹線4系ルート整備事業	令和7年度	129, 602
北部配水場更新事業	令和7年度	478, 962
配水支管更新事業	令和7年度	2, 172, 456
消火栓設置事業(同時設置)	令和6年度から 令和7年度まで	4, 906
浄配水場運転管理業務	令和6年度から 令和9年度まで	540, 497
取水用制御盤更新事業	令和7年度	23,001
取水用テレメータ装置更新事業	令和7年度	38, 616
取水用モータポンプ更新事業	令和7年度	43, 032
ろ水用モータポンプ更新事業	令和7年度	42, 350
無停電電源装置更新事業	令和7年度	56, 034
水位計測器更新事業	令和7年度	11, 445
残留塩素測定計更新事業	令和7年度	10,727
地震計更新事業	令和7年度	18, 084
西部配水場1号配水池防水改修事業	令和7年度	86, 735
金重配水場配水ポンプ駆動用インバータ整備事業	令和7年度	65, 677
地震計整備事業	令和7年度	24, 024

#### (企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
施設整備事業	7, 155, 000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行った後においるの生 度における利率と する。)	政府資金等についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。

( 予定支出の各項の経費の金額の流用 )

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職 員 給 与 費

3,625,238 千円

(2)交際費

425 千円

( 他会計からの補助金 )

第10条 事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、21,576 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 3,221,543 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1)建設改良積立金

3,221,543 千円

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、613,266 千円と定める。

令和6年2月6日 提出

さいたま市長 清 水 勇 人